

様式第4号（第11条関係）

基建第930号
平成28年10月12日

第11区長

中嶋 克彦 様

基山町長 松田 一也

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

平成28年9月20日付けで提案がありました、町道秋光・久保田線のカーブミラー設置要望につきましては、カーブミラーの設置が必要と認められましたので、平成28年度中にカーブミラーの設置を行ないます。

2 取扱いの理由

民家の塀により歩行者等の視認性が悪いため、提案の概要にある既存カーブミラーに歩行者を認識するための鏡面を追加し、安全性が確保できないか検討いたしましたが、視認範囲が狭いため、安全性が確保されない状況でありますので、車両と歩行者等のお互い分かるように歩道用のカーブミラーの新設といたします。